

入国査証

有効な日本国旅券（パスポート）を所持し、旅券の残存有効期間が滞在予定期間に加え6か月以上ある方は、ナミビア入国に際して事前の査証取得の必要ありません。入国時に、入国管理係員に滞在日数を告げると旅券に入国許可のスタンプ（Visitors Entry Permit (VEP)）が押されます。VEPは最大90日間の数次で、有効期間中であれば再入国ができます。

※90日間とはナミビア国内の滞在日数です。例えば、南アフリカ等へ旅行された期間はカウントされません。VEPの有効期間は1年間です。

18歳未満の子供を伴う出入国時に必要とされる書類

18歳未満の子供を伴って出入国される方につきましては、下記必要書類の提出を求められることがあります。下記条件をご参考に必要書類を準備いただくことを推奨いたします。

1 すべての未成年者

英文の出生証明書のコピー

2 片親と同伴の未成年者

(1) 英文の出生証明書のコピー

(2) 英文の宣誓供述書（同行していない片親が旅行への同意を示すもの）

3 第3者と同伴若しくは単独の未成年者

(1) 英文の出生証明書のコピー

(2) 英文の宣誓供述書（同行していない両親が同伴者と未成年者との旅行について同意を示すもの）

補足説明

1 ナミビア出入国を考えている未成年者は、あらかじめ各々の出発国において、上記書類を作成して携行する必要があります。上記書類は原則としてすべて公証印が必要です。

2 日本からナミビアへ向かう場合、各文書を作成した後、公証役場で公証手続き（有償）を行ってください。

3 第3国在住者がナミビアへ向かう場合、各文書を作成したのち、該当国の公証を請け負う機関で手続きをしてください。

4 ナミビア在住の在留邦人が出入国する場合、英文の出生証明書については当館で発行が可能です（有償：144NAD（2019年4月1日～2020年3月31日））。英文の宣誓供述書については、ナミビア国内の各警察署において公証業務（無償）を受け付けています。

※上記は当館にて把握した範囲で参考となる情報を掲載していますが、ナミビアの法令・規則は変更される可能性があること、個別のケースの判断はナミビア当局の権限において行われることに留意してください。